

平成27年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成26年10月

滋 賀 県 市 長 会

平成26年10月17日

滋賀県知事
三日月大造様

滋賀県市長会
会長 富士谷 英 正

要 望 書

平素より都市行政の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて過日、国において民需主導による経済成長と財政健全化を目指す新たな中期財政計画のもと、新年度予算の概算要求基準が示されました。

その内容は、公共事業費など裁量的経費における対前年度10%削減をはじめ、人件費など義務的経費についても聖域とせず抜本的な見直しを行うとともに、既存の予算措置もゼロベースで見直すなど可能な限り歳出を抑制する極めて厳しいものとなっております。

一方で、新しい日本のための優先課題推進枠を設けられるものの、社会保障4経費の財源とされる消費税増税については経済状況等を総合的に勘案して判断されるなど、財源確保は未だ不透明な状況であり、我々自治体にとって、これまでの行財政改革等の経費削減努力にも関わらず新年度も大変厳しい行財政運営を強いられるものと想定されます。

こうした状況にあって、各都市においては住民に最も身近な基礎自治体として、喫緊の課題である防災対策をはじめ、子ども・障害者・高齢者に対する福祉施策の充実、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療など保険医療体制の充実・強化、ごみ処理等の環境施策の推進、道路や河川等の都市基盤の整備促進、さらには教育環境の充実や女性の社会進出支援など、市民生活に直結する様々な行政課題に真摯に取り組んでいかねばなりません。

滋賀県におかれましては、三日月県政における初めての新年度予算編成にあたり、人と地域がキラリと輝く滋賀の実現に向けて、各都市の真のパートナーとして諸事情をご賢察いただき、本要望に誠実に対応いただきますよう強く要請いたします。

目 次

知 事 直 轄 組 織.....	1
総 合 政 策 部	5
総 務 部	7
琵琶湖環境部	9
健康医療福祉部	17
商工観光労働部	28
農政水産部	30
土木交通部	35
教育委員会	44
企業庁	50
警察本部	51

知事直轄組織

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

原子力防災については、県と市町が一丸となって取り組むべき課題であることから、県知事自らが先頭に立ち、これまで以上に強力なリーダーシップを発揮して、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対して強く働きかけられたい。

- (1) 関係市と十分な協議・調整のもと「原子力災害対策に関する県避難計画」の具体的なマニュアルを早期に策定すること。また、策定済みの避難計画の内容についても、課題解決に向けた関係機関との調整を行うとともに、継続した内容の見直しを行うこと。
- (2) 住民避難の判断に資する環境放射線量モニタリング体制の強化・充実を図るとともに、緊急時モニタリング実施要領の早期作成を行うこと。
- (3) 原子力発電所に近接する市町村においても、原子力発電所所在市町村と同等の原子力防災対策の支援措置を講じるとともに、原子力事業者に安全協定の締結を義務付けるよう国に対し法整備を働きかけること。また、高浜原子力発電所に対し、滋賀県や近接市と早期に安全協定を締結するよう強く求めること。
- (4) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号の整備促進を国に働きかけるとともに、同303号、365号、367号の整備ならびに湖上避難を想定した港湾施設を設置すること。
- (5) 滋賀県版UPZにおける原子力防災対策に関する国および事業者の責任の明確化と恒久的な財政支援を求めること。
- (6) 滋賀県版UPZのほか、PPA対策も含め、安定ヨウ素剤の県による全県民分の備蓄および配布や使用方法に関する指針等の整備を図ること。
- (7) 被ばく者の受け入れ施設となる1次～3次医療機関の施設整備に対する国・県による費用負担を図ること。

2. 地震・豪雨防災対策の強化および財政支援について

東日本大震災をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地では大規模自然災害が頻発しており、本県においても昨年9月の台風18号により、県内各地で甚大な被害が発生しているところである。

市民の生命と財産を守り安心・安全な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 災害時防災拠点施設の建て替え等に対する財政支援措置
- (2) 各自治体が整備する備蓄品等の購入費用の恒久的な財政支援
- (3) 災害予防対策としての治水事業、砂防事業、急傾斜対策事業、治山事業の着実な実施〔新規〕
- (4) 災害発生時における被災箇所に対する早急かつ恒久的な復旧対策および被災した事業者に対する支援策の充実
〔新規〕
- (5) 災害等廃棄物処理事業、農地・農業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業の制度の拡充と見直し
〔新規〕
- (6) 災害復旧に対する支援の充実と被災者生活再建支援法の適用要件（全壊および大規模半壊世帯数等）の緩和や拡大
〔新規〕
- (7) 河川の出水状況等の把握を迅速かつ確実にを行い、破堤等災害を未然に防ぐため、一級河川への水位計および防災カメラの設置〔新規〕

3. 公共施設の耐震化事業推進について

公共施設の耐震化事業を推進するため、特に広域避難所に指定されている公共施設の耐震化事業にかかる耐震診断費、実施設計費、補強工事費等に対し、県補助制度の充実強化を図られるとともに、国の補助制度の拡充について積極的に働きかけられたい。

あわせて、県立学校施設の耐震化を図られたい。

4. 彦根城の世界遺産登録に向けた全庁的な取り組みについて

彦根城の世界遺産登録は、滋賀県の魅力を国内外に発信でき、県内全体の観光資源・地域活性化策としても非常に有益であることから、次の事項について積極的に取り組まれたい。

- (1) 世界遺産登録をさらに推進していくためには、国との調整や専門的な知見が必要なことから、県からの職員派遣の増員を願いたい。
- (2) 国への推薦書原案の提案については都道府県が行うとされていることから、県の主体的な関わりは不可欠であり、県教育委員会事務局だけでなく、知事部局において実施する事業も関連があるため県知事部局内にも担当課を設置するなど、体制のさらなる強化を願いたい。
- (3) 世界遺産登録に向けた機運を高める啓発活動について、県主催事業や県ホームページでの積極的な周知を願いたい。
- (4) 国民体育大会の施設等整備にあたっては、彦根城とその周辺地域の歴史、文化との調和への配慮を願いたい。

5. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取り組みについて

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取り組みについて、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

[新 規]

総合政策部

1. 地域総合センター運営事業補助金の確保について

地域総合センターは人権啓発ならびに福祉の拠点として重要な役割を果たしていることから、その運営に支障が生じないように運営費等補助金の継続確保を願いたい。

2. 県道における連続照明の整備について

「なくそう犯罪」滋賀県安全なまちづくり条例第14条で「道路・公園・駐車場および駐輪場（以下「道路等」という。）を設置し、または管理する者は、当該道路等が犯罪の防止に留意した構造、設備等を有するものとなるよう努めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、県が整備された道路は交差点間の連続した照明が整備されておらず、歩行者等にとって防犯上も交通安全上も大変危険な状態となっている。

については、自ら制定した条例の趣旨を踏まえ、早急に整備されたい。

3. 国民体育大会に向けた各種補助制度の創設について

第79回国民体育大会（平成36年度）の開催にあたっては、滋賀県が主体性を発揮して簡素で効果的な大会とするとともに、主会場をはじめ各種競技施設の整備にも責任を持ってあたられたい。市等の公共スポーツ施設を会場とする場合には、その整備およびアクセス等関連施設整備に対する県補助制度を新設されるとともに、国に対しても社会体育施設整備に対する支援制度の拡充について働きかけられたい。

また、国民体育大会で活躍できる次世代の選手やアスリートを育成するための県補助制度を新設されたい。

4. 空き家対策に対する支援について

住民の安全を守る観点から、管理放棄された空き家等について、市町が所有者に対して適正な管理を促すための措置や、直接かつ容易な立入調査および解体撤去等が行えるよう、早期の法整備とあわせて必要な財政措置を講じられるよう国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

〔新 規〕

総 務 部

1. 滋賀でモノづくり企業応援成金について

企業誘致のインセンティブとして重要な「滋賀でモノづくり企業応援成金」について、平成27年度以降においても企業誘致における優遇制度を継続されたい。

2. 滋賀県版一括交付金制度の本格的な検討について

地方分権の社会を確立するにあたり、県や市町がそれぞれの分野において適切に役割を分担し、地域の実情に応じ自主性や自立性、独自性に富んだ主体的な行政サービスを提供できるよう十分協議のうえ、安易な予算減額とならない「滋賀県版一括交付金制度」の導入を早期に図り、対象事業の拡大と増額を願いたい。

3. 地方債制度の改善等について

逼迫した地方公共団体の財政状況のもと、水道事業、下水道事業等公営企業経営の一層の健全化を図るため、地方債制度の拡充を図られるよう、特に次の事項について国に対して要望されたい。

- (1) 水道および下水道施設の平均耐用年数と同程度の期間への償還期限の延長
- (2) 高利率の企業債（水道事業・下水道事業）に対する借換え制度の充実
- (3) 国の臨時措置として「公的資金補償金免除繰上償還制度」の再延長と拡充および必要枠の確保ならびに緩和（対象起債利率5%から4%以上へ、健全化計画策定要件の簡素化等）

4. 水源の里振興施策について

集落が主体的に行う地域の維持および再生への取り組みを推進するため、次の事項について集落支援をはじめとする過疎対策の推進に向けた県の積極的な取り組みと財政支援を願いたい。

- (1) 琵琶湖や山間部などの豊かな自然環境に加え、そこでの暮らしにも焦点を当てた琵琶湖の源流地域（水源の里）の全国的なPRやイメージづくりを展開されたい。
- (2) 過疎・高齢化対策について、横断的・総合的な観点から各市町や地域の実情に応じて、国や県、民間団体等の施策をコーディネートし、また、人口の偏在、一極化を防ぎ均衡ある県土の発展と地域の振興を図る県独自の施策を立案実施する専門部署を創設されたい。
- (3) 地域活性化や若者の定住促進に向け、都市部等との情報格差の是正を図るため、有線・無線を問わず高速情報通信網整備の均衡について適切に配慮するよう通信事業者に働きかけるとともに、既に補助金交付等により一定整備された地域においても、4G（第4世代移動通信システム）通信網や光ファイバー網の広域整備といった新たなハード整備事業の充実・強化を図られたい。
- (4) 特定地域（過疎・高齢化が特に進む地域）での起業や就業に必要な施設・機械等への補助および地域資源を活用した民間投資に対する支援制度を創設されたい。
- (5) 集落の過疎化により増加する空き家は、集落環境に大きな影響をおよぼすことから危険空き家の除却支援など所有者の適正な管理活用を促進するための支援制度を創設されたい。〔新規・再掲〕

琵琶湖環境部

1. 土砂埋立て処分にかかる規制制度の創設について

滋賀県の良い自然環境を保全し、あわせて災害の発生を未然に防止すること等を目的として、土砂の搬入・搬出、埋立て処分等について規制するための県条例等を創設されたい。

2. 強い林業と木材産業の再生に向けた取り組みについて

県内では、びわこ材の利用が高まりつつあるものの、強い林業と木材産業の再生に向けては、木材加工施設整備や、木質バイオマス関係事業および人材育成事業など、さらなる支援が必要であることから、国の森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と県補助金の上乘せなどによる財政支援を願いたい。

3. 要間伐森林に対する強制間伐の法整備と補助制度の創設について

間伐については、県の放置林対策境界明確化事業と施業集約により促進が図られているが、その実効性が発現し難い状況であることから、要間伐森林の強制間伐制度の法整備と施業代行者に対する国と県による補助制度を創設されたい。

〔新 規〕

4. 琵琶湖保全対策の推進について

各地域における琵琶湖の総合保全対策推進のため、次の事項について県の積極的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画（第6期）に基づく事業の一層の推進
- (2) 「第1期マザーレイク計画」の評価を踏まえ、「第2期マザーレイク計画」の推進と内湖の再生事業推進

5. 特定外来水生植物をはじめとする水草類の 駆除対策について

- (1) 近年、琵琶湖や内湖において異常繁茂が恒常化しているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの特定外来水生植物の駆除については、一部区域に限られたものではなく、琵琶湖全体に関わる問題であることから、一級河川琵琶湖を管理される立場である県主導のもと、県全域における早急な実態把握と完全駆除に向けた抜本的な対応を実施されたい。
- (2) 水草類の刈り取り作業について、ヘドロや湖辺への漂着藻も含め、それらの抜本的（根こそぎ）除去と広域的な有効利用や処分場の確保等について積極的な対応を願いたい。

6. 湖底散乱ごみおよび湖岸漂着ごみの除去対策 について

- (1) 水草や湖底のヘドロはもとより、湖底の散乱ごみは、琵琶湖全域にわたる問題であり、市単独で対応できることではなく、魚類の生息にも悪影響を及ぼすことから、積極的な対応を願いたい。特に漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。
- (2) 近年では局地的な豪雨や台風の接近に伴う大雨による突発的な河川の大増水で琵琶湖に大量のごみ等が流れ込み、広大な湖岸面積を漂着ごみが覆うという事態が毎年のように起こっている。そのため、これらの漂着ごみについても、県と市町が連携して処理できる統一した仕組みを確立されたい。

7. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

また、漂着物の多くは、上流のダム放流によりダム湖内や河川内に堆積した樹木・水草やヨシ屑等が流失し、河川や琵琶湖岸に漂着したと考えられるため、その漂着物の除去について、河川管理者に加えダムにも一定の管理責任を負っていただきたい。

8. 自然公園施設の管理について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理に努めている。今後も引き続き適切な維持管理を行うためには、設置者である県の責任において、必要な維持管理委託料を確保されるとともに、定期的に施設の点検を行い、老朽化が進んだ県直接管理の自然公園施設については適正な管理および年次計画を立てて予算を確保し、改修を願いたい。

9. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

地球温暖化対策を目的とした再生可能エネルギーの普及のため、次の事項について県の積極的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 国における太陽光発電導入にかかる支援制度の再開および県における住宅用太陽光発電導入にかかる支援制度の継続と所要予算額の確保
- (2) 国の再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）の交付先の拡大
- (3) 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランに基づく地域特性に応じた自然エネルギー導入による地域内循環モデルの確立に向けた取り組みに対する支援

10. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、次の事項について財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った安定的かつ確実に事業が実施できるよう国に強く働きかけられたい。
- (2) 下水道事業にかかる起債条件の借換措置については、借入先、借入利率等の要件を緩和されるよう国に要望されたい。
- (3) 不明水対策にかかる社会資本整備総合交付金の拡充について国に働きかけられたい。〔新規〕
- (4) 大雨時における浄化センターの簡易放流機能の強化等について、早期に県が主体となり実効性のある対策を講じられたい。〔新規〕

11. 合併浄化槽の設置および維持管理に伴う補助について

県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の設置および維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくよう特段の配慮を願いたい。

また、災害時の被災浄化槽の復旧に対する補助を充実願いたい。

12. クリーンセンター滋賀の安定経営に向けた 県の支援について

県内唯一の産業廃棄物管理型処分場である「クリーンセンター滋賀」の立地地域はもとより、周辺住民の安全・安心の確保と地域振興を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 立地地域の安全で安心した生活を保つため、環境事業公社に対し環境保全に対する適切な指導を願いたい。
- (2) クリーンセンター滋賀の健全な経営が継続できるよう、環境事業公社に対する確実な支援を願いたい。

13. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 廃棄物処理施設は、地域住民の生活の維持に必要不可欠な存在であり、その整備事業自体は廃止することができないことから「滋賀県廃棄物処理施設整備事業促進市町交付金」を復活、あるいはそれに代わる市町支援のための新制度を創設されるとともに、施設更新後における旧施設の解体・撤去費用にかかる交付金制度を新設されたい。
- (2) 「循環型社会形成推進交付金」の満額交付や交付対象事業の拡充および標準歩掛りの策定を国に対して要望されたい。
- (3) 「特定家庭用機器再商品化法」の趣旨を守り、円滑な資源化を図るため、特定家庭用機器のリサイクル費に対する財政支援および製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制度の導入完全実施について国に強く働きかけられたい。

14. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に押し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の削除
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

15. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られたい。
- (4) 災害発生箇所への速やかな対応を願いたい。

健康医療福祉部

1. 生活困窮者自立支援について

生活困窮者自立支援法にかかる事業については、国の責任において実施されるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 事業の実施費用については、10分の10の補助とすること。
- (2) 直営で事業を実施する場合の自治体の正規雇用職員にかかる人件費について、交付税措置の対象とすること。

〔新 規〕

2. 地域自殺対策緊急強化基金に替わる新たな 財政措置について

自殺対策基本法第17条に明記されている自殺未遂者に対する支援等の対策として実施されている事業について、雇用の継続確保が今後とも必要なため、平成26年度で終了する地域自殺対策緊急強化基金に替わる新たな財政支援を願いたい。

〔新 規〕

3. 低床バスおよびノンステップバスの導入促進 について

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定める整備目標を達成させるため、バス事業者に対して低床バスおよびノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり」を推進させる観点から、県独自の財政支援措置を再開されたい。

4. 福祉医療費助成制度の維持について

少子化対策・福祉支援対策の推進を図るため重要と考えられる福祉医療費助成制度については、平成27年度以降も現行制度を維持されたい。

5. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 県が実施されている小学校就学前までの乳幼児医療費助成制度について、所得制限の撤廃および自己負担金の無料化を願うとともに、対象者の年齢を中学校3年生まで拡充されたい。
- (2) 働く親と子供の子育て支援や市民福祉の公平性の観点から、医療ケアの必要性が高い児童を積極的に受け入れるため、保育園・幼稚園における看護師の配置にかかる人材確保および財政支援を願いたい。
- (3) 全ての保育所において、家庭支援を必要とする児童等に対し、支援を行うための家庭支援推進保育士の配置を充実できるように、補助基準等の見直しを図られたい。
また、資格としてカウンセリング能力を有する職員配置を願いたい。
- (4) 共働き、ひとり親家庭の増加や子どもの安全対策を考えて総合的な放課後対策を必要とする家庭は、今後益々増えることが予想される。子育てをしながら安心して働けるよう、保育料減免に対する補助や要支援児童の加配補助枠の拡大など、放課後の居場所づくりに向けた支援の拡充を図られたい。

- (5) 小規模放課後児童クラブに対する補助基準の拡大や、指導員に対する補助基準の充実、放課後健全育成事業の基準額の見直しなど、県制度を拡充されたい。
- (6) 子ども・子育て支援新制度ならびに放課後子ども総合プランでうたわれている学校の余裕教室等の活用促進については、法的規制緩和を具体的に示され、周知徹底を行い、実効性のある施策とされたい。
- (7) 保育環境の向上を目的とし、特別配置されている保育士等職員に対する人件費補助の補助基準の拡大および財政措置の拡充を図られたい。
- (8) 老朽化の著しい公立保育所等の増改築や耐震化、幼保一体化施設（認定こども園）の整備などに対するより一層の財政措置の拡充を図られるとともに、消費税率引き上げに伴う新たな財源を活用して、私立・公立に関わらず施設整備に対する補助制度を創設されるよう、国に対して強く要望されたい。
- (9) 両親ともに外国籍の子どもが安心した保育所生活が送れるよう、通訳ボランティア派遣にかかる補助制度を創設されたい。
- (10) 昨年度より新たに3歳児に対する3歳児保育特別配置事業として補助制度を創設いただいているが、待機児童の大半を占めるのは3歳未満児である。すでに1・2歳児については低年齢児保育加配保育士に対する補助を実施していただいているが、年々増加傾向にある0歳児の年度途中での入所希望者に対応する保育士の確保策として、年度当初から保育士を雇用している実態があることから、これに対する新たな補助制度を拡充創設されたい。
- (11) 県全体で子育て支援していく社会づくりや、女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するため、湖北地域へのマザージョブステーションの増設を図られるとともに、男女を問わず育児休業を取得しやすい環境づくりが推進できるよう県内企業に対する具体的支援策を講じられたい。

〔新 規〕
- (12) 児童自立支援施設および児童養護施設の居住施設の充実や、配置職員等の拡充などを講じられたい。〔新 規〕

6. 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う 財政支援について

昨年4月からの予防接種法の一部改正により、新たにH i b感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症が定期予防接種の対象となり、これまでの定期予防接種を含め多額の経費を要している。財源については現在地方交付税措置となっているが、国民の健康や命を守る目的である予防接種事業については、国の責任において実施すべきものであることから、明確かつ恒久的な財源措置の創設が図られるよう国に働きかけられたい。

また、任意接種であるおたふくかぜ、B型肝炎ワクチンについて、その有効性および安全性を検証したうえで早急に予防接種法に基づく定期接種となるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。

7. がん検診および肝炎検査の個人負担金の 無料化継続について

がん検診の受診率向上のためにも、がん検診推進事業において継続した財政支援を願うとともに、女性特有のがん検診をはじめ、大腸がん検診、肝炎ウイルス健診における個人負担金の無料化については事業を継続するよう、国に対して強く働きかけられたい。

8. 介護職場の人材確保・拡充について

介護報酬をはじめとする制度的な処遇改善が進まないことなどから、介護サービス事業所では介護従事者の確保が大変厳しい状況である。

在宅療養にかかる医療・介護の充実を推進し、さらなる施設整備や地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、介護・看護・福祉従事者の拡充は、質の高いサービスの提供に必須であり、人材確保・定着・育成策の一層の推進を願うとともに、人材確保のための県事業の実施にあたっては、給与を含めた地域格差の解消に向けた対策を講じられたい。

また、資格取得の機会を確保するため、介護・福祉専門職養成機関の整備を進められたい。

9. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%（施設等給付費20%）を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化することとされたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、保険者ごとに規定している減免制度や個人の所得に応じた世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等、より公平な保険料設定となるよう見直されたい。
- (3) 補足給付（特定入所者介護サービス）について、配偶者所得や非課税所得、預貯金まで勘案するよう見直しがされるが、個人所得や収入のみによる見直しとされたい。

- (4) 県高齢者居住安定確保計画について、サービス付き高齢者向け住宅の市町別供給目標を示す計画にされたい。
- (5) 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度について、地域の実情に応じた弾力的な運用措置が図れるような仕組みを構築されたい。

10. 地域生活支援事業の国県補助額の適正化について

地域の実情や利用者の状況に応じた市町村地域生活支援事業を円滑に実施できるよう財源を確保するとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 国においては、実施要項上の上限である100分の50の補助を行われるよう、国に働きかけられたい。
- (2) 県におかれては、国の予算の減額に関わらず、実施要項上の上限である100分の25の予算額を確保されたい。
- (3) 総事業費の実績に基づく補助金の配分を願いたい。

〔新 規〕

11. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 日中活動支援事業所において安全で適切なサービスを受けられるよう、1対1対応が可能な支援体制の整備を図るため、特別支援加算制度創設の必要性を国に強く要望するとともに、3年に一度の報酬改正検討年であることから、適切な支援が構築できるよう国に対して報酬や人員配置基準等の改正について強く要望されたい。

また、県においても助成制度を創設されるなど特段の配慮を願いたい。

- (2) 重症心身障がい者（児）への処遇改善を図るために施設に対して支払われている重症心身障がい者（児）特別加算費について、制度改正後においても県の責任において継続されたい。

また、重症心身障がい者に対する通所支援事業等についても、国の改善策が講じられるまでの間は、応分の県負担増のもと、市町の意見を十分に踏まえて真摯に市町と協働で制度創設に取り組まれたい。

- (3) 障害者総合支援法に基づく県の責務である広域調整と専門的な支援・人材育成について、他の都道府県より遅延している分野の実態を直視し、県機能と圏域機能を整理のうえ、必要な施策化に取り組まれたい。

また、根幹である相談支援体制については、市町の一次機能と連携・バックアップできるレベルまで強化されたい。

- (4) 高次脳機能障がい者に対する支援策の確立を図られたい。
(5) 痰の吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学システムの構築を願いたい。

12. 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮しており、本県においても自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから医師・看護師確保のため、次の事項について国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 医師・看護師不足や診療所偏在を解消するため、労働・就業環境の改善に向けた支援策を講じられたい。
- (2) 滋賀医科大学と連携して平成24年9月に開設された「滋賀県医師キャリアサポートセンター」を中心に、県内病院の医師配置状況を把握・分析しながら、地域や診療科による偏在の解消に向け、実効性のある医師確保対策事業を実施されたい。
- (3) 医療が高度化、専門化する中、安全で質の高い看護サービスを提供するため、特定看護分野において高い水準の知識と技術を要する看護職員が求められている。
これらの研修機会の増大を図るため、教育体制の整備および実施に対する財政措置を含めた養成教育への支援策の実施について、早急に対応されたい。

13. 自治体病院運営に対する県の財政支援について

自治体が運営する病院は、市民だけでなく、他市町にわたる広範囲な地域住民の生命と健康を守るため、救急等の不採算部門を担っている公的医療機関として存在している。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、積極的な市の財政支援なくしては健全経営を維持していくことが難しい状況となっている。

このような現状から、次の事項について、県の格段の配慮を願いたい。

- (1) 救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する今まで以上の財政支援を講じられたい。さらに自治体が運営する基幹病院に対して、県独自の財政支援を願いたい。
- (2) 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症の流行時には、患者の急増も懸念されることから、これまでの経験を踏まえ、迅速な情報提供、必要となる医療機器・薬剤などの確保など財政支援を含め適切な対応を願いたい。

14. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援について

後期高齢者医療制度について、高齢化の進展に伴う被保険者の増加と相まって医療費が年々増大する中、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営が確保できるよう、急増する保険給付費に対する県独自の財政支援制度の創設および被保険者の健康増進と医療費適正化に寄与する健康診査等の保健事業の推進について財政支援を図られるよう特段の配慮を願いたい。

15. 水道施設整備に対する財政支援について

浄水場や基幹管路等の水道施設の再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立、また、安全強化のための施設整備に対する財政支援を図られたい。

- (1) 水道施設の耐震強化など施設の再構築事業を積極的に推進できるよう「高度浄水施設等整備事業」および「ライフライン機能強化等事業」の採択基準の緩和を図られたい。
 - ア) 資本単価要件である「資本単価90円/m³以上であること」を「50円/m³以上」に緩和されたい。
 - イ) 老朽管更新事業で「布設後20年以上経過した塩化ビニル管、铸铁管、コンクリート管、30年以上経過したダクタイル铸铁管であって、導水管、送水管、配水管」の要件を「20年以上経過したダクタイル铸铁管」を対象にされたい。
- (2) 上水道施設において老朽化した施設の改良・改築・更新事業に対し、簡易水道等施設整備費補助と同様の財政措置を図られたい。

16. 国民健康保険制度について

1. 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険への財政基盤の充実・強化を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において早期に実現されるよう強く働きかけられたい。
 - (1) 療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げおよび消費税率引き上げに伴う保険者への財政支援の拡充を図ること。
 - (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
 - (3) 福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置の補てんとして実施されている滋賀県国民健康保険給付対策費補助金を拡充すること。

2. 国民健康保険制度における保険者の都道府県化に向けては、十分市町の意見を聞いたうえで、県内被保険者をはじめ市町や関係機関にとって最良の制度設計となるよう、次の事項について積極的に取り組まれたい。
 - (1) 保険者の都道府県化にかかる国の議論への自治体の参画拡大を図るよう国に働きかけること。
 - (2) 「滋賀県広域化等協議会」の位置付けおよび組織を改変し、議論の拡大とその有効性の向上を図ること。
 - (3) 全県一元化による事務の効率化推進を基本とした県と市町との役割分担を明確化するとともに、市町が意思決定に参画できる仕組みを創設すること。

〔新 規〕

17. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援について

児童福祉法の改正に伴い、市町で家庭児童相談室等を設置し、児童家庭相談に積極的に応じているところであるが、従来にも増して専門性を必要とするケースが増加しており、子ども家庭相談センターとのさらなる連携の強化が求められている。

については、相談体制充実のため、財政的・人的支援制度の創設を国に強く要望されるとともに、児童虐待相談等に迅速かつきめ細やかな対応を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子ども家庭相談センター職員の増員による素早くきめ細やかな虐待対応
- (2) 円滑に児童の安全確保ができるよう、施設の定員および施設担当職員を増員するなど、一時保護施設の充実
- (3) 幅広い見識をもって市町に対する指導・助言ができる職員の育成および家庭児童相談員の研修充実
- (4) 資格を有する専門相談員配置に対する財政支援制度の創設

商工観光労働部

1. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施 について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知すること。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練のさらなる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を行うこと。

2. 滋賀でモノづくり企業応援助成金について

企業誘致のインセンティブとして重要な「滋賀でモノづくり企業応援助成金」について、平成27年度以降においても企業誘致における優遇制度を継続されたい。

[再 掲]

3. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

地球温暖化対策をはじめ、東日本大震災の発生以降、将来の電力供給のあり方など、国のエネルギー政策の見直しや電力供給の問題による産業活動への影響など低炭素社会づくりを進める上での環境に大きな変化が生じている。

については、地域の資源を活かした循環型社会の実現を目指すため、市町が積極的に推進する各種取り組みに対する県の継続的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 国における太陽光発電導入にかかる支援制度の再開および県における住宅用太陽光発電導入にかかる支援制度の継続と所要予算額の確保
- (2) 国の再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）の交付先の拡大
- (3) 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランに基づく地域特性に応じた自然エネルギー導入による地域内循環モデルの確立に向けた取り組みに対する支援

〔再 掲〕

農政水産部

1. 市街化区域および農業振興地域整備計画農地 利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

- (1) 現在の広域による市街化区域の設定ではなく、基礎自治体の特性を活かした土地利用が図れる市街化区域の設定が可能となるよう制度を見直すこと。
- (2) 現在、県知事の同意が不可欠となっている農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定が可能となるよう、現行制度の見直しについて国に働きかけること。
- (3) 受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後8年未満の対象から除外すること。

2. 市町が農地を取得する際に許可不要とすることについて

現行法においては、市町が農地の所有権を取得することについては、公用または公共用に供するために取得する場合は不許可の例外とされているが、困難な要件が設けられている。(農地法第3条第2項第2号、農地法施行令第6条第1項第1号ロ)

しかしながら、国または都道府県の場合は、農地の所有権を取得することについては、許可不要とされている。(農地法第3条第1項第5号)

これについては、農業大学や農業高校、試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては、農業の一層の保全と振興の必要性、特に食育や地産地消をはじめとした、まちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町においても、農地の所有権の権利移動を許可不要としていただくとともに、この取得・活用が容易にできるよう県の支援と規制緩和を国に働きかけられたい。

3. 環境保全型農業直接支払交付金事業に対する支援について

環境保全型農業直接支払交付金事業について、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 経営所得安定対策と環境保全型農業直接支払交付金制度の事務量の簡素化等の配慮を願いたい。
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金事業の中で滋賀県独自の支援対象として取り組んでいる2項目(①緩効性肥料の利用②硝化抑制剤入り肥料の利用)については、国の制度として支援対象となるよう引き続き国に強く働きかけら

りたい。また、国の支援対象とならない場合においても、県独自事業施策として継続支援されるとともに、市費の負担軽減を検討願いたい。

- (3) 農家の混乱と事務の煩雑化を避けるため、環境こだわり農産物の認定と同事業の申請窓口を県に一本化されたい。〔新規〕
- (4) 農家に対する制度の周知徹底を図られたい。〔新規〕

4. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の削除

- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

〔再 掲〕

5. 農事用電力料金の値上げに対する支援について

農事用電力料金は依然として値上げ傾向にあり、加えて本年4月の消費税増税により、土地改良区を取り巻く環境は厳しさを増していることから、値上げ分の料金支援について特段の配慮を願うとともに、事業者に対する電力料金の値上げ見直しと国に対する農家等に対する支援策の創設を強く要請されたい。

6. 強い林業と木材産業の再生に向けた取り組みについて

県内では、びわこ材の利用が高まりつつあるものの、強い林業と木材産業の再生に向けては、木材加工施設整備や、木質バイオマス関係事業および人材育成事業など、さらなる支援が必要であることから、国の森林整備加速化・林業再生基金事業の継続と県補助金の上乗せなどによる財政支援を願いたい。

〔再 掲〕

7. 農業水利施設の保全整備に対する支援について

農を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新にあたり、次の事項について対応されたい。

- (1) 関係市町、特に末端水利施設を管理する土地改良区との十分な協議・調整
- (2) 老朽化が進展する農業水利施設の適切な保全管理や整備に向けた県の財政的支援および事業採択要件の緩和ならびに国に対する働きかけ
- (3) 県営ため池等整備事業の早期事業完了に向けたさらなる事業促進〔新規〕
- (4) 承水溝の水質および環境改善対策に対する財政支援
〔新規〕
- (5) 「農業基盤整備促進事業」にかかる補助金の予算確保と採択要件の緩和について国への積極的な要請および県費による補助制度の創設〔新規〕

土木交通部

1. 滋賀交通ビジョンの推進について

都市基盤の根幹となる総合交通体系早期整備のため、平成25年に策定された「滋賀交通ビジョン」の実施にあたっては、市町の意見を十分に踏まえ、次の事項について国・関係機関に対して継続的な働きかけを願いたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 特定事業者としての道路および交通安全施設の整備促進と交通バリアフリー化にかかる公共交通特定事業の推進に対する支援
- (3) 沖島を起点とした（仮称）湖の県道構想など、湖上交通の整備促進とそれに伴う基盤施設の整備
- (4) J Rおよび地方鉄道の整備促進
 - ア) J R琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化
 - イ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - ウ) 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備に対する支援
 - エ) 転落防護柵等の乗客の安全を確保する設備の整備に対する支援〔新規〕
 - オ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
 - カ) J Rおよび地方鉄道の駅周辺開発事業等のまちづくりへの支援
 - キ) （仮称）びわこ京阪奈線および（仮称）琵琶湖若狭湾快速鉄道建設構想の推進
 - ク) J R湖西線の風対策の促進強化
- (5) 自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線バス路線およびコミュニティバス等の地域公共交通に対する支援
- (6) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

2. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネット

ワークの整備促進について

滋賀県道路整備アクションプログラムに基づく真に必要な次の事項にかかる道路整備について、特段の配慮をもって予算確保願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、特に供用開始を目前としている事業への重点配分など、事業効果を早期に発揮するため、前倒しによる事業実施を進められたい。
- (2) 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (3) 有料道路（琵琶湖大橋）のあり方については、県民にとって最適となる方策を検討されたい。〔新規〕
- (4) 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。
- (5) 地域高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (6) 県道・国道バイパス・県施行の都市計画道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (8) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (9) 歩道未設置箇所への歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。
〔再掲〕
- (10) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。
- (11) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。
- (12) 橋梁やトンネルなどの重要構造物の点検・修繕について適切な維持管理や更新が行なえるよう、国からの支援について強く働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

3. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山 JCT～草津田上 IC 間、49.7 km が供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしており、また、南海トラフ地震など防災面の観点からも、平成 24 年 4 月に再着工された大津以西の「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備が求められている。

については、国および各高速道路会社に対して、次の事項について強く働きかけられるとともに、県においてはスマートインターチェンジの整備にかかる連絡路等、周辺道路の整備を図られたい。

- (1) 国益の観点から、有料道路方式で全線を早期かつ着実に整備願いたい。
- (2) 再着工された「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備を図られたい。
- (3) 先に整備中の「四日市～亀山」、「城陽～八幡」、「高槻～神戸」間の早期供用を図られたい。
- (4) 甲南パーキングエリアからインターチェンジへの流出ルートについて、県が事業主体となり整備いただきたい。
- (5) 土山サービスエリア内の未利用地活用への支援をいただくとともに、国による高速道路との連結許可や土山サービスエリア内の施設の充実に向け、中日本高速道路株式会社および関係機関との協議等、早期実現に向けた支援を願いたい。
- (6) 県南部地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジの整備を図られたい。

4. 琵琶湖大橋のあり方検討について

有料道路（琵琶湖大橋）のあり方については、今後も継続的に必要となる維持管理を念頭に置き、最終的に県民にとって最適な方策を慎重に検討いただきたい。特に、維持管理有料制度だけでなく、琵琶湖大橋に関連して必要な整備を進めていく中で、改築有料についても検討いただきたい。

〔新 規・再 掲〕

5. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

コミュニティバス運行対策事業については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」と併用できるよう滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱を改正されたい。

また、同要綱の補助率の改善ならびに補助金限度額特例（設定）を撤廃および車両購入補助凍結を解除されたい。

6. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

7. 県施行土木建設事業にかかる市町負担金のあり方について

国の直轄事業負担金と同様、県施行の土木建設事業にかかる市町負担金のあり方について、一層の見直しを図りたい。

- (1) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設
- (2) 負担金額ならびに負担率の適正化

8. 都市計画に関するさらなる権限委譲について

時代の変化に即応できる都市計画を基礎自治体である市町自らが構築できるよう、区域区分の決定など現在県にある権限のさらなる委譲を実現願いたい。

9. ダム建設中止・検討に伴う治水対策等について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

しかしながら、現時点においては、県の「ダム推進」から「ダムに頼らない治水対策」への政策転換が大きく影響し、計画されていたいずれのダム建設も、中止または検討といった状況におかれている。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について県として責任ある対応を願いたい。

- (1) 県独自の評価で中止とされた芹谷ダムについては、ダム建設事業と同等の安全度を備えた治水対策案を速やかに提示願いたい。
- (2) 現在国において検討中である大戸川ダムについては、ダム建設とあわせ、準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (3) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。
- (4) 丹生ダム建設事業については、国・県主導のもと、地域住民の苦渋の決断により事業協力に至ったことを十分認識いただき、本年1月16日に示された評価（案）の再検討も含め、誠意ある対応をするよう国への働きかけを願うとともに、県においても地元の意見を尊重し、地域住民の立場に立った誠意ある対応を願いたい。

10. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取り組みと事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨や、特に今年の台風18号では甚大な被害が発生していることから、早期に治水対策を確立されたい。
- (2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されたい。
- (3) 環境面と治水面に配慮した十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。
- (4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (5) 未策定となっている圏域ごとの河川整備計画を早期に策定し、県内の治水安全度の均衡に配慮した河川整備事業の推進を行い、浸水被害の軽減に尽力願いたい。
- (6) 流域治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取り組みを願いたい。
- (7) 今年の市長会要望に対し、県は前向きに市町との協議を行う旨の回答をされたことから、その協議の状況および進捗を明らかにされたい。〔新 規〕
- (8) 昨年9月の台風18号による被害の検証結果を示されるとともに、河川整備への検証結果の反映について具体的に示していただきたい。〔新 規〕
- (9) 地域団体が行う河川愛護活動事業に対する財政支援を願いたい。〔新 規〕

11. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

また、漂着物の多くは、上流のダム放流によりダム湖内や河川内に堆積した樹木・水草やヨシ屑等が流失し、河川や琵琶湖岸に漂着したと考えられるため、その漂着物の除去について、河川管理者に加えダムにも一定の管理責任を負っていただきたい。

〔再 掲〕

12. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図らるたい。
- (4) 災害発生箇所への速やかな対応を願いたい。

〔再 掲〕

13. 市街化区域および農業振興地域整備計画

農地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

- (1) 現在の広域による市街化区域の設定ではなく、基礎自治体の特性を活かした土地利用が図れる市街化区域の設定が可能となるよう制度を見直すこと。
- (2) 現在、県知事の同意が不可欠となっている農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定が可能となるよう、現行制度の見直しについて国に働きかけること。
- (3) 受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後8年未満の対象から除外すること。

〔再 掲〕

教育委員会

1. いじめの未然防止・早期発見・早期対応について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの変化を見抜く目など、いじめ発見に対する教職員の資質向上や、いじめが発生した場合の複雑・多様な対応が求められることから、次の事項について早期の対策を講じられたい。

- (1) いじめの兆候を見逃さないための継続的な加配教員や支援員の配置
- (2) いじめ予防対策としての人員配置にかかる補助金の予算化
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) 緊急支援専門家チームが学校もしくは教育委員会に駐在し、解決に至るまで支援する体制の確立
- (5) 緊急にスクールカウンセラーを派遣するシステムの拡充およびスクールカウンセラーの増員を図り、すべての小中学校への常時配置の制度化
- (6) 早急に学校生活を平常な状態に戻すための職員の派遣、加配教員もしくは支援員等の配置

2. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、小・中学校すべての学年で35人学級編制を実施できるよう、滋賀県学級編制基準を見直し（36人から39人の学級編制となる縛りの撤廃）、それに伴う教員配置数の改善を図られたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、全額県費負担による施設整備を願いたい。

3. 教育環境の整備・充実について

- (1) 県南部地域の県立高等学校普通科の受験倍率の高倍率化の緩和に向け、定員増などの具体的対策を引き続き実施されたい。特に、地元の高등학교に進学を希望する生徒がその希望どおり進学できるよう、早期に対策を講じられたい。
- (2) 県立高校再編計画の実施にあたっては、再編対象高等学校所在地自治体、地元住民、各種団体から出された要望内容を確実に実施し、各種関係団体との十分な対話や地域への丁寧な説明により十分な理解を得るようにして、生徒や地域住民に混乱をきたすことのないよう配慮願いたい。
- (3) 県内の特別支援学校については、近年大規模化等の問題を抱えており、今後ますます児童・生徒の増加が見込まれることから、教育環境の充実や支援を図れるよう、学校の新設など、特別支援学校のあり方について検討されたい。

〔新 規〕

4. 社会教育施設の整備に対する補助制度の創設 について

- (1) 図書館や公民館、体育館など社会教育施設の耐震調査、耐震補強工事等に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国においても同様の支援制度を創設されるよう強く働きかけられたい。
- (2) 公民館など社会教育施設のバリアフリー化工事やエレベーターの設置等の費用に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国においても同様の支援制度を創設されるよう強く働きかけられたい。 [新 規]

5. 学校施設環境改善交付金の前向き資格面積の 加算について

集合住宅の建設や大規模団地の土地分譲が行われ、数年後に人口の増加が想定される地域においては、公立学校施設整備費国庫負担事業と同様に、前向き資格面積による加算を適用することを可能とするよう国に働きかけられたい。

[新 規]

6. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」や「心のオアシス相談員」等の県費による復活を願いたい。
- (2) 「児童生徒指導加配教員」や「生きる力加配教員」等の配置基準を見直し、すべての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう教員の配置を願いたい。
- (3) 外国人児童生徒の教育にあたる適切な加配教員や支援員、通訳の配置を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる外国語指導助手等をはじめとする教員の配置を願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、通級指導教室を設置し、通級指導員を配置願いたい。
- (6) いじめの問題や不登校および学校不適応児童生徒に対して、よりきめ細やかな指導と学校と家庭間の緊密な連携を図るため、ソーシャルワーカーの拡充について国へ働きかけるとともに、県においても今以上の予算確保を願いたい。
- (7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。
- (8) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。
- (9) 児童自立支援施設および児童養護施設における在籍児童・生徒の指導充実を図るため、小中学校教職員の加配等の拡充を願いたい。〔新 規〕

7. 学校統合に対する支援について

少子化と学校の小規模化が進行する中、子どもの立場に立った教育的見地から望ましい教育環境を整備していくため、学校の統廃合が進められている。

学校統合をスムーズに進めるにあたり、統合後の教育環境の整備や通学に関する諸課題の解決に向け、次の事項について支援願いたい。

- (1) 統合により、子どもの学習形態が複式から単式に変わること、また友人との人間関係も急激に変わることなど、急激な教育環境の変化に対する子どもへの支援を行うため、教員加配を願いたい。〔新 規〕
- (2) 小中学校の統合に伴い通学距離が増加する地域や通学の安全性を確保するためにスクールバスの運行が必要な地域が発生しており、また、学校統合のために施設改修も必要となることから、これらの経費に対し、県の助成制度を創設されたい。

8. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化財資源を地域振興や観光振興につなげていけるよう、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存ならびに活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付されたい。

- (1) 老朽化した建造物の早急な改修工事のための支援
(県費補助の採択)
- (2) 史跡整備にかかわる用地公有化事業の支援
(県費補助の凍結解除)
- (3) 市保有の国指定史跡および名勝の保存修理等への支援
(県費補助対象に追加)
〔新 規〕

9. 医療的ケアが必要な児童生徒の通学保障について

痰の吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学システムの構築を願いたい。

〔再 掲〕

10. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕

企 業 庁

1. 県用水供給事業について

本格的な人口減少社会の到来や、企業における自己水の活用により水需要が減少していることから、老朽化している基幹施設の更新に多額の経費が必要となっている。県においても、基本料金の統一化を検討されているが、統合に関する協定書に基づき、平成28年度に基本料金の統一を遂行していただきたい。

警 察 本 部

1. 警察施設の新築・移転および警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穏を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）の整備を図られたい。また、各地域における防犯機能の向上を図るため、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を地域の実情を踏まえ早期設置いただくとともに、警察官の増員についても特段の配慮を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取り組みについて

全国的に登校中の児童を巻き込んだ悲惨な事故が多発しており、通学路の安全対策は喫緊を要することから、通学路における信号機や横断歩道など、交通安全施設（主に公安委員会所管施設）の維持・拡充と未設置箇所の早期設置を図り、交通安全思想の普及・啓発に努められるとともに、関連予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。

3. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕